

本人確認資料等について

A 被害者本人が自分で申請する場合

1 【申請人が個人の場合】

申請書に記載した申請人の「氏名、生年月日、住所」と同じ「氏名、生年月日、住所」が記載されていて、**申請時に有効な**

運転免許証、個人番号カード（同番号記載の裏面は不要）、パスポート（旅券）、健康保険被保険者証、国民年金手帳

などの**コピー（住所が記載された部分が含まれるもの）**を提出してください。

（上記以外にも、官公庁等から発行されたもの又は法令に基づいて発行されたもので、申請時に有効なもののコピーは、本人確認資料とできます。）

もし、その資料に記載されている氏名や住所が申請書に記載したものと異なる場合には、住民票の写しや、申請書に記載した氏名・住所と同じ氏名・住所が記載されている公共料金の領収書等の写しなどの補足資料が必要です。

被保険者証の写しを提出する場合には、当該写しの被保険者等記号・番号等にマスキングを施してください。

2 【申請人が法人の場合】

申請書に記載した申請人の「法人名、住所、代表者又は管理人の氏名」と同じ「法人名、住所、代表者又は管理人の氏名」が記載されていて、申請日前6か月以内に作成された登記事項証明書又は印鑑登録証明書などのコピーを提出してください。さらに、代表者又は管理人について、上記1のコピーも提出してください。

< 注 意 >

B 法定代理人が申請手続をする場合

C 弁護士が申請手続をする場合

D 相続人が申請する場合

には他の資料が必要となりますので、**裏面**をご覧ください。

※提出された書類はお返しできませんのでご注意ください※

B 法定代理人が申請手続をする場合

申請人の確認資料（「A被害者本人が自分で申請する場合」をご覧ください。）に加え、**法定代理人の本人確認資料が必要**となります。法定代理人の本人確認資料についても、内容は「A被害者本人が自分で申請する場合」に記載されているものと同じです。このほか、**法定代理権を証明する資料**（戸籍謄本など）が必要となります。

C 弁護士が申請手続をする場合

弁護士の本人確認資料は不要ですが、申請人の本人確認資料（「A被害者本人が自分で申請する場合」をご覧ください。）に加え、**代理権を証明する資料**として、委任状などが必要となります。

D 相続人が申請をする場合

申請人（相続人）の本人確認資料が必要になります。内容は「A被害者本人が自分で申請する場合」に記載されているものと同じです。このほか、**申請人が相続をしたことが分かる資料**（戸籍謄本等で、申請日の前6か月以内に作成されたものなど）が必要となります。

※ ※ ※

以上に関し、不明な点は、大阪地方検察庁被害回復給付金担当（電話番号 06-4796-2200 内線 5718）までお問い合わせください。

※提出された書類はお返しできませんのでご注意ください※